

議事要旨(2) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について（検討状況の整理に対するコメントへの対応を踏まえた公開草案の文案検討等）

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋主任研究員より、これまでの過年度遡及修正専門委員会における検討状況についての説明が行われた。説明の後、次のような質疑応答があった。

○用語の定義について

- ・ 会計基準(案)において、「会計基準等」を「規範的に会計処理を明文化して定めたもの」と定義しており、「会計基準等」には表示に関して定めた財務諸表規則等は含まれないと読めるがそれで良いのか確認したい旨の質問があった。また他の委員から、この部分の「規範的」という表現について、「会計基準等」の定義として違和感があるという意見があった。

これに対して事務局から、ここでは「会計方針の変更の分類」の記載において使用している「会計基準等」を定義しており、表示に関して定めた会計基準等を含めていないが、その他の箇所においてもこの定義が整合しているのか確認を行う旨の回答がなされた。また表現については、文案を再度検討する旨の回答がなされた。

○誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の取扱いについて

- ・ ある委員から、IFRS とのコンバージェンスの中で、IFRS と同様に実務上不可能な場合の取扱いを会計基準の中で定めたとしても、企業は常識的な判断を行うだろうということを勘案すると、この点に関して IFRS とは異なる取扱いを定める理由は理解できないという意見があった。また、仮に会計基準(案)本体では記載を行わないとするのであれば、そのような取扱いとした考え方を文案に明示するべきであり、IASB とも積極的に議論を行うべきだという意見があった。

これに対して事務局より、誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の極端な例として当期の貸借対照表も妥当か否か不明なケースもあり、このようなケースにおいても財務諸表の目的に照らして投資意思決定に有用な情報を提供としているということになるのか疑問であり、また米国基準が IFRS とのコンバージェンスを図る中で、この部分については結論の背景に記載するにとどめたという経緯も踏まえると、我々も基本に立ち返って判断するべき事柄であると考えらるべきである旨の回答がなされた。なお IASB との定期協議等において、この点に関して日本の考え方を示し、議論していくことを考えている旨の回答がなされた。

- ・ 他の委員から、誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の取扱いを認めることは、当該会計基準に整合する取扱いである一方で他の会計基準には反した取扱いとなり、基準間の矛盾が生じることになるため、この取扱いは基準本文で定めるべきではないが、実務的な背景について、結論の背景に記載することには賛成である旨の意見があった。
- ・ また、他の委員から、誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合について、実務上はそのような場合が起こり得ることは理解できるが、監査上の取扱いにも影響するため、

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

基準本文で定めるべき内容ではないと考える旨の意見があった。

- ・ さらに他の委員から、誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合が実際に起こったとしても、重要性を考慮して合理的な見積りにより修正再表示が行えるだろうから、それが実務上許容されるのであれば、敢えてこの点について基準本文で定める必要はないと考える旨の意見があった。

○早期適用について

- ・ 個別の会計基準とは異なり財務諸表本体に直接影響を及ぼす当該会計基準については、企業間の比較可能性の観点から、一斉に適用すべきだとする意見があった。また他の委員から、早期適用するか強制適用するかによって、企業によっては損益が大きく変わる可能性があるため、早期適用は認めず一斉適用が良いと考える旨の意見があった。一方、早期適用を認める意見としては、期首の累積的影響額の開示を十分に行えば、早期適用の採否による企業間の比較可能性が失われることはないと考えられるため、早期適用を認めることに問題はないと考える旨の意見があった。

これらの意見に対して事務局から、専門委員会では特別な理由がない限り早期適用を認めるのが ASBJ の基本スタンスであり、基準諮問会議においてもそのような議論があった経緯を踏まえると早期適用を認めるべきだという意見があったことを補足説明した上で、比較可能性や企業の裁量の観点から一斉適用すべきだとする本日の意見も踏まえ、専門委員会で再度検討する旨の説明がなされた。

以 上